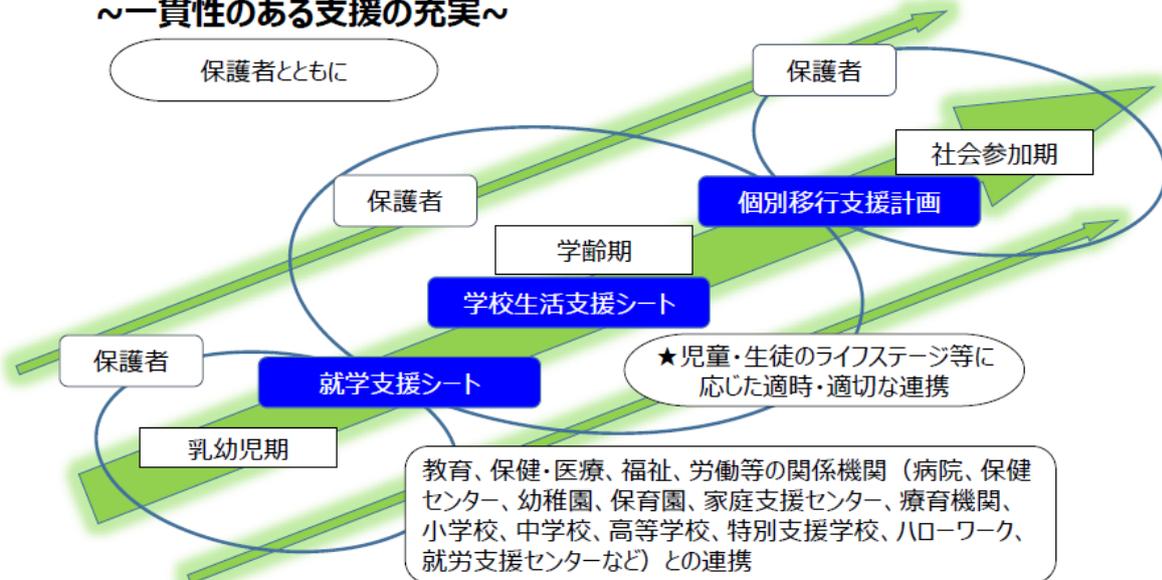




## 「学校生活支援シート」のイメージ ～一貫性のある支援の充実～



4月のコーディネーター通信にも載せたイメージ図です。小学部から高等部までの間に、シート2に記載されている支援機関が多くなっていくことが理想です。地域社会の中で「知っている場所」「知っている人」を増やし、安定して過ごせる場所を増やしていきましょう。区によって事業所の数や支援の範囲が異なります。お住いの福祉課や相談窓口にお問い合わせ、利用していかれるとよいと思います。

**放課後等デイサービス**：障害児に、放課後等の居場所を提供し、自立を促進するための訓練等を行います。学校に就学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休業中の居場所を提供するとともに自立を促進するための訓練等を行う事業です。



**タイムケア事業**：障害児を持つ保護者の就労支援と、障害児を日常的にケアされている家族の一時的な休息に重点をおいて、安全に預かることを優先して数時間お預かりする事を目的とした事業です。

**移動支援**：障害児者が円滑に外出することができるよう、移動を支援します。

**短期入所**：在宅の障害者が、施設に一時的に入って生活の援助を受けるサービスです。在宅の障害者が、日常介護を行っている保護者または家族の方の病気、出産、冠婚葬祭、その他の理由(レスパイトでも大丈夫です)で介護を受けることができなくなった場合に、施設に短期間入って生活の援助を受ける障害福祉サービスです。



**相談支援事業所**：生活に関する相談に応じるとともに、障害児者福祉サービスの申請をする際に必要となる「サービス等利用計画(案)」を作成します。また、支給が決定した後は、障害福祉サービス事業者などとの連絡調整やサービスの利用調整を行うとともに、支給決定を受けている障害児者の生活状況や福祉サービスの利用状況などの確認(モニタリング)を行い、必要に応じて関係機関を集めた担当者会議を開催するほか、支給決定の更新、見直しなどに関する調整も行います。

どこに相談したらよいかを知りたいなど、御相談がありましたら、担任または特別支援教育コーディネーター(長沼・西畑)までお問い合わせください。